



ご存知ですか？雑損控除



今年も連日の降雪で毎日除雪作業に追われる毎日です。

町では、除雪中の事故防止や除雪対策にかかるお願いをしているところですが、雪害により住宅が損壊した場合や、家屋の倒壊を防止するための雪下ろしの費用などが所得税・住民税の雑損控除の対象となります。

現在行っている申告相談の対象は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの経費ですが、平成24年1月1日からの下記に掲載した経費は、来年2月からの申告（雑損控除）の対象となりますので領収書は大切に保管ください。

具体的にどんな経費が対象になるの？

- ①人件費等 雪下ろし等のために雇用又は依頼した場合。支払った報酬、除雪用具・機械の借上料（燃料費も負担した場合は含まれます。）、食事代等。
- ②町内会等が行った雪下ろし等の分担金。
- ③一冬限りで消耗し尽くされる消耗品 雪下ろし用のスコップや運搬用そり等。
- ④防護さく等 被害の発生を防止するための応急措置としての防護さくの設置費用

いくら控除になるの？

- ①経費－総所得金額×10% ②経費－5万円 ①か②のどちらか多いほうの額です。

詳細につきましては、町民税務課税務係にお問い合わせください。

☎ 52-2111（内線244）